

岩手県市町村データ活用支援業務

業務仕様書

令和5年6月
岩手県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「岩手県市町村データ利活用支援業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 名称

岩手県市町村データ利活用支援業務

(2) 業務の目的

国では、データ戦略を定め、最大のデータ保有者である行政機関自身が国全体の最大のプラットフォームとなるべく、包括的データ戦略の実装（トラスト基盤の構築、基盤データの整備、データ連携を可能とするシステム構築など）に取り組んでいる。

デジタル技術・データの活用により、地域の市民生活や経済活動をよりよい方向に変革していく「地域社会のデジタル化」を目指す取り組みとして、デジタル・トランスフォーメーション（DX）が全国で取り組まれているが、最大のデータ保有者である行政機関自身が、官民が広く活用できる形でデータを公開（オープンデータ化）していくことは社会全体のインフラ資産構築として重要であり、かつ国の進めるデータ連携基盤との連携につながる取組である。

しかし、岩手県は県全域でオープンデータの取組に対する認知度の低さや県及び岩手県内の市町村（以下「県内市町村」という。）が保有するデータの状況把握の遅れなどから、その取組が遅れている。

本業務では、岩手県内においてデータ利活用を推進するため、行政事務の執行にデータ活用していくことの重要性についての知識・意識醸成に向けた研修、データを利活用するために必要な環境整備を目的とした庁内のデータ棚卸調査等を実施する。

(3) 委託期間

委託契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

(4) 委託業務

ア 県内市町村における庁内のデータ棚卸調査をはじめとした環境条件の整備支援業

イ 県職員及び県内市町村職員に対するデータ利活用研修業務

(5) 委託料の上限額

18,258,000円（税込）

なお、「2 業務内容」に記載の委託業務ア、イそれぞれの委託料の上限額を以下のとおりとする。

ア 県内市町村における庁内のデータ棚卸調査をはじめとした環境条件の整備支援業務

16,250,000円（税込）

イ 県職員及び県内市町村職員に対するデータ利活用研修業務

2,008,000円（税込）

2 業務内容

業務の内容は次の項目のとおり。なお、本業務の遂行にあたり本書に記載の成果と同等以上の成果が得られる効果的な手法があれば、適宜今回の提案内容に含めて提案すること。

ア 県内市町村における庁内のデータ棚卸調査をはじめとした環境条件の整備支援業務

(ア) 庁内のデータ棚卸業務支援作業

県が定めた2自治体（以下「対象自治体」とする。なお、対象自治体は1市1町を予定している。）の全庁を対象範囲とする棚卸作業において、データの分類・整理、データ項目一覧表の作成、データのクレンジング等、今後のデータ利活用の展開を意識した支援を対象自治体と連携して行うこと。

また、オープンデータとして公開する対象データのデータ項目数については28項目以上とし、必須項目としてデジタル庁が推奨する「自治体標準オープンデータセット」の範囲 (https://www.digital.go.jp/resources/open_data/municipal-standard-data-set-test/) を含めることとする。

また、公開のために必要な整理(メタデータの作成や二次利用が可能なデータ形式への加工等のデータクレンジング作業)を実施すること。

(イ) 県内市町村への横展開に向けての庁内向けデータ利活用関連ガイドラインの作成

県内市町村において、データ棚卸業務の横展開とオープンデータをはじめとしたデータ利活用の拡充推進及び職員負担を考慮した持続可能な運用フロー確立へ向けた庁内向けのガイドラインを作成すること。

なお、オープンデータは、別途調達するカタログサイトでの公開を想定しており、ガイドラインには、カタログサイト提供者と協議・連携を図りオープンデータの公開方法等も含めた運用フローまで含めること。

(ウ) 本業務の実施効果をより高めるために、上限予算内で実施可能な企画があれば積極的に追加提案すること。

イ 県職員及び県内市町村職員に対するデータ利活用研修業務

(ア) データの利活用に向けて必要となるスキルを総合的に習得できる職員研修を実施すること。なお、研修のプログラムは次の内容を盛り込むこと。

- ・参加者が、データ利活用の必要性を理解し、今後の業務においてデータ利活用を取り入れようという動機づけを行うことに注力し、今後も継続的にデータ利活用スキルの向上を目指す人材育成に資することとする。
- ・対面及びオンラインの両形式が対応可能な内容で提案すること。
- ・受講対象は、県職員及び岩手県内の33市町村の職員を想定している。なお、1自治体あたり参加数についても提案すること。
- ・受講者には、本調達とは別に、県内教育機関によるデータサイエンスリカレント教育の受講を予定している。受託者は、契約後にデータサイエンスリカレント教育のカリキュラム内容を確認し、可能な限り重複的な内容を排除した内容にて業務の目的に資する研修を実施すること。また、本研修は次年度以降、県内教育機関で継続することを想定しているため、研修の県内教育機関職員の聴講ならびテキスト等の使用権限の付与等を許諾すること。

- ・研修に必要な機材は、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード（黒板）を除き、基本的に全て受託者で用意すること。ただし、研修受講者が自身のパソコンを持ち込むことは妨げないこと。
 - ・研修メニューは、以下の項目を満たす内容で提案すること。なお、職員へのデータ利活用の必要性をイメージしやすいように工夫（課題解決の実例やデータ活用によって生まれた気づきの実例を取り入れるなど）されていることが望ましい。
 - ① 行政業務におけるデータ利活用の必要性。職員のデータリテラシー向上。
 - ② 自治体行政職員であれば誰もが受講可能な内容。
 - ③ 研修プログラムには、自治体業務に有益なデータ分析の基本的考え方、自治体業務において具体的にデータの利活用を推進していく上で必要となる様々な基礎知識、及びデータ分析が習得できる内容
 - ④ データ分析の習得については、手法習得のための演習を研修プログラムに含めること。なお、演習には、データ全体のバラツキ、及び非数値データも含むデータ間の関連性や過去データを活用したシミュレーションを行う上で必要となる基礎的な統計解析を網羅すること。
 - ⑤ 演習で活用するサンプルデータは、できる限り自治体業務に則したものを用意すること。
 - ・全体として2日間程度の研修プログラムを想定。
 - ・対面研修においては、岩手県の広さを考慮し、複数の場所・回数に対応できる提案とすること。
 - ・具体的な実施の日程については、県と受託者との間で調整し、最も効率的に行える実施日時を設定すること。
 - ・事業終了後も同様の内容で研修が実施できるよう研修内容を動画化し、委託者に使用権限を帰属させること。また、県内教育機関での使用に関しても許諾すること。
 - ・次年度以降の研修や職員育成に対するフィードバック報告を実施すること。
- (イ) 本業務の実施効果をより高めるために、上限予算内で実施可能な企画があれば積極的に追加提案すること。

(留意事項)

- ① 各調査に係る手法は、問わないものとする。
- ② 調査に係る作成資料は、「Microsoft Office」を用い作成すること。なお、ファイル形式は、「Microsoft Office 2016 以降」のソフトウェアで閲覧及び編集が可能なものとする。
- ③ データに関する作成資料は、「Microsoft Excel」を用い作成すること。ファイル形式は、上記「②」同様とする。
- ④ 「ア-(7)」及び「イ-(7)」の実施に係る文書については、原案の作成を受託者にて行い、配布等は委託者にて行う。
- ⑤ 「ア-(7)」に関しては、職員による今後のデータのデータ収集、データ加工及びデータの公開に係る作業を想定して実施すること。

- ⑥ 「イ-(7)」の研修動画については、データ及びディスクにて提出するものとする。
データについては、MP4形式、ディスクについては、一般的なDVDプレーヤーで再生ができるデータ形式とすること。

ウ その他

- (7) 上記ア・イに付随する業務
(イ) 上記ア・イの業務遂行に伴い実施した方がよいと受託者が発案した業務で、委託者が了承したもの

3 業務体制

受託者は、業務の遂行にあたり複数人で構成された体制を整備し、県と円滑な意思疎通が図れるよう留意すること。また、報告、協議、助言、及びその他必要なコミュニケーションについては、定期的に対面またはリモート会議にて行うこと。

4 成果品の提出

(1) 成果品

成果品は以下のとおりとし、電子媒体(CD-ROM等)で全成果品を記録したものを1セットと、市町村への庁内データ運用ガイドライン、研修教材等を記録したものを33セットを提出すること。

なお、提出後に成果品に訂正事項等があった場合は、委託者の指示に従い、速やかに訂正の上再提出すること。

- ① 業務完了報告書
- ② 庁内データ棚卸結果報告資料（データ項目一覧含む） 一式
- ③ 対象市町村の公開用オープンデータ 一式
- ④ 庁内データ運用ガイドライン
 - ・ 庁内データ棚卸手順マニュアル
 - ・ データクレンジング手順マニュアル
 - ・ カタログサイトへのオープンデータ公開マニュアル等の業務遂行に必要なマニュアル類を含む
- ⑤ データ利活用研修教材 一式
- ⑥ その他、本事業に付随して作成・収集した資料等で委託者が必要と認める資料

(2) 納入場所

岩手県ふるさと振興部科学・情報政策室（岩手県庁8階）

5 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に県に文書で通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により作成された報告書又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、令和5年3月31日までは個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を、令和5年4月1日以降は個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号）及び個人情報の保護等に関する条例（令和4年12月22日条例第49号）を遵守しなければならない。

(6) その他

この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。